

令和7年度以降における「物品製造等」の一般競争（指名競争）参加資格 及び有資格業者名簿の取扱について

令和7年2月21日 独立行政法人水資源機構

水資源機構における「物品製造等」の一般競争（指名競争）参加資格については、当面の間有効期間を延長することとしております。

そのため、現在すでに入札公告中の調達案件うち、「物品製造等」の認定を受けていることを競争参加資格の条件としているものにつきましては、入札公告及び入札説明書に記載されている「令和3・4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者」とある記載を、令和7年4月1日以降は「一般競争（指名競争）参加資格業者」と読み替えることといたしました。

資格の名称は変わりますが、すでに認定を受けていただいている場合、その効力は引き続き有効です。

また、ホームページ上で掲載していた「令和3・4・5・6年度物品製造等有資格業者名簿」につきましても、令和7年4月1日から名称を「物品製造等有資格業者名簿」に改める予定としていますので、併せてお知らせいたします。